

クレーム解釈 [2]

弁護士 井上 義隆

「酸素」を供給しても「酸素供給手段」にあらず

何を供給する手段？

「酸素」を供給する手段であっても、クレーム文言「酸素供給手段」に当たらないとすると、何を供給する手段であれば「酸素供給手段」に当たるのでしょうか？

「水素」「窒素」「二酸化炭素」などの気体を供給する手段が「酸素供給手段」というのは明らかにおかしいです。そうすると、上記の質問の仕方がおかしいことになります。

では質問の仕方を変えて、「酸素」は必ず供給対象に含まれているとして、「酸素」以外に何が供給されていると「酸素供給手段」に当たらないのでしょうか？

答えは「オゾン」です。

この点を述べた「排水処理装置」事件ⁱを見てみたいと思います。

「排水処理装置」事件

本件発明

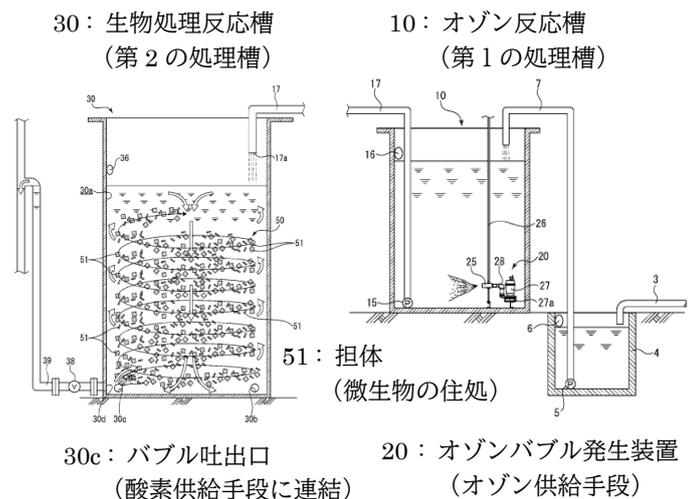
本件発明（特許第 7061473 号の請求項 1 に記載された発明）は次のとおり分説されます。

- A 処理対象となる被処理水を収容する第 1 の収容槽と、
- B 該第 1 の収容槽内にオゾンを含むマイクロナノバブルを供給するオゾン供給手段と、
- C 前記オゾンによって処理された被処理水を残留オゾンとともに収容する第 2 の収容槽と、
- D 該第 2 の収容槽内に酸素を含むマイクロナノバブルを供給する酸素供給手段と、
- E 前記第 2 の収容槽内に収容され、微小径の粉末状に生成され個々の粉末にオゾン分子を集

めるポーラスを有する活性炭が担持される、多数の空孔が形成された複数の担体と、から少なくとも構成されており、

F 前記担体の空孔は、前記マイクロナノバブルよりも大径に形成され、前記空孔内に好気性微生物及び通性嫌気性微生物のいずれもが担持されている、

G ことを特徴とする廃水処理装置



先ほどの質問と回答からもご理解頂けますとおり、本判決では、被告システムは「酸素」を供給する装置を有していたものの、当該装置からは「オゾン」も供給されていることから「酸素…を供給する酸素供給手段」（構成要件D）に当たらないという判断が示されました。

明細書の記載

明細書の具体的な引用は省略しますが、本判決は、明細書の記載をもとに本件発明の目的、特徴について次のとおり認定しています。

[本件発明の目的]

本件各発明は、前記 1(2)のとおり、廃水処理後の被処

理水に含まれる残オゾンの低減と、被処理水の生物処理の促進とを両立させることができる廃水処理装置及び廃水処理方法を提供すること

[本件発明の特徴]

本件各発明の廃水処理装置は、その特許請求の範囲の記載からも、処理対象となる被処理水を収容する第1の収容槽と、該第1の収容槽内にオゾンを含むマイクロナノバブルを供給するオゾン供給手段と、前記オゾンによって処理された被処理水を残オゾンとともに収容する第2の収容槽と、該第2の収容槽内に酸素を含むマイクロナノバブルを供給する酸素供給手段と、前記第2の収容槽内に収容され、多数の空孔が形成された複数の担体とから少なくとも構成されていることを特徴とする。

また、明細書の段落【0017】の記載は次のとおりとなります。

【0017】

本発明の廃水処理方法は、…ことを特徴としている。

この特徴によれば、第1の収容槽にて、オゾン供給工程でオゾンによって殺菌処理された被処理水と残オゾンに対し、好気性微生物を担持した担体を収容した第2の収容槽にて、生物処理工程で酸素を含むマイクロナノバブルを供給することで、この酸素で活性化した好気性微生物による被処理水の生物処理を効果的に行うとともに、残オゾンに付加された酸素により水酸基ラジカル及び酸素に積極的に化学変化させることで、この残オゾンを早期に低減させることができる。

つまり、「第2の収容槽」に設けられる「酸素供給手段」により供給される「酸素」は、効果的な生物処理、及び、「第1の収容槽」で供給された残オゾンの早期低減という重要な役割を担っています。

被告システム

被告システムには、本件発明の「第2の収容槽」に相当する曝気槽内に、「酸素」と「オゾン」の混合ガスをマイクロナノバブルで供給する装置が設けられておりました。

「酸素供給手段」(構成要件D)の解釈

本判決は、本件発明の「酸素供給手段」(構成要件D)のについて次のように解釈すべきと述べています。

以上のような本件明細書等から認められる本件各発

明の目的、課題の解決手段からすれば、本件各発明は、…を目的としており、その解決手段としては、第1の収容槽内にオゾンを含むマイクロナノバブルを供給するオゾン供給手段を有するとともに、第1の収容槽とは別に、被処理水の生物処理を行う第2の収容槽を設けることとした上で、そこに第1の収容槽においてオゾンによって処理された被処理水を残オゾンとともに収容し、生物処理能力を低減させる原因となる残オゾンを積極的に酸素分子に化学変化させるために、第2の収容槽内に酸素を含むマイクロナノバブルを供給する酸素供給手段と、所定の担体を有するというものである。

したがって、本件各発明においては、オゾンによる殺菌等を行った後の被処理水に含まれる残オゾンの低減をも目的として第2の収容槽とそれに関する構成を設けているのであり、残オゾンを低減させるための構成ともいえる第2の収容槽内に、少なくとも積極的にオゾンを供給することは、課題の解決に至らず、本件各発明において第2の収容槽とそれに関する構成を有することとしたことと相容れないものといえる。

そして、オゾン発生装置で製造されるオゾンは、純度100%のオゾンガスが製造されるものでないことは技術常識である上、…。

以上に照らせば、本件各発明の特許請求の範囲の「第1の収容槽内にオゾンを含むマイクロナノバブルを供給するオゾン供給手段」と、「第2の収容槽内に酸素を含むマイクロナノバブルを供給する酸素供給手段」の記載は、特にオゾン供給の有無という点において上記課題の解決のための対照的なマイクロナノバブルの供給手段として記載されているものと解するのが相当であり、「第2の収容槽内に酸素を含むマイクロナノバブルを供給する酸素供給手段」は、第1の収容槽への供給手段と異なり、そのマイクロナノバブルにはオゾンが積極的に加えられているものではなく、その供給手段には、オゾンが積極的に加えられたマイクロナノバブルを供給する供給手段を含まないというべきである。したがって、第2の収容槽内にオゾンが積極的に加えられたマイクロナノバブルを供給する酸素供給手段を有する装置は、構成要件Dを充足しないと解される。

結論 (非充足)

この「酸素供給手段」(構成要件D)の解釈を前提として、オゾン発生装置により積極的に「オゾン」を供給する被告システムの装置は「酸素供給手段」(構成要件D)を充足しないと判示されました。

最後に

最初の質問に戻りますが、「酸素」を供給していて

も「酸素供給手段」に当たらないことの理由は理解できませんでしたでしょうか。

本件発明の「酸素供給手段」は、「オゾン」を被処理水から取り除くための手段であることから、「オゾン」を積極的に供給するような手段まで含まれると解するのはおかしい、という本判決の理由は分かり易いと言えます。

もともと、本判決では、被告システムにおける（「第2の収容槽」に供給される）混合ガス中の「オゾン」濃度、被告システムにおいて「オゾン」が2ルート（「第1の収容槽」「第2の収容槽」）で供給される理由、また、混合ガス中の「酸素」は被処理水の残オゾンを低減させる効果を奏しているのか等の認定まで

は行われておらず、「酸素供給手段」から供給するガスに若干の「オゾン」が意図的に混ぜられている装置であれば非充足という判断を示しているようにも読める点は、特許権者にとって酷な内容になっています。

特許権者としては、広い権利範囲に見えるクレーム文言で特許権を取得することを目指しつつも、他社に対して権利行使を行う際には発明の目的、課題等を踏まえて狭い解釈が採用された場合でも充足すると判断できるかについて慎重に検討する必要があることを本判決は示していると言えるでしょう。

i 東京地方裁判所令和6年4月17日判決（令和5年（ワ）第70001号特許専用実施権侵害差止請求事件）



KSI パートナーズ法律特許事務所

〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルS棟4階
TEL: 03-6455-3679

E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp